

意見書案第 6 号

金権腐敗政治の温床となっている企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

金権腐敗政治の温床となっている企業・団体献金の禁止を求める意見書

自民党派閥のパーティー券収入をめぐる裏金事件を受け、政治資金規正法が改正されることとなった。しかし、その内容は、企業・団体献金は温存され、使途を明らかにしない政策活動費については廃止しないなど、事件の再発防止と裏金問題の抜本的改革とはかけ離れたものになっている。

そもそも国民大多数が真相解明を求めているにもかかわらず、その全容を明らかにするどころか、一部議員の処分で幕引きをはかろうとすることは問題である。

裏金事件の原資となった政治資金パーティー券は、その多くを企業や団体が購入しており、形を変えた企業・団体献金に他ならない。１９９０年代、リクルート事件など金権腐敗事件が相次ぐなか、「政治改革」が唱えられ、政治家への企業・団体献金は禁止されたが、政党・政党支部への企業・団体献金とパーティー券という方法が残された。

岸田首相は、「企業は寄付の自由を有する」と主張しているが、営利を目的とする企業が政党に寄付をするのは、企業にとって見返りを期待するからであり、本質的に賄賂性を持っており、政治をゆがめるものである。また、国民一人ひとりの権利である参政権をも侵害するものである。金権腐敗政治を一掃し、国民主権を貫くためには、パーティー券の購入を含めた企業・団体献金の禁止こそが必要である。

よって、国においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するため、企業・団体献金を全面禁止にするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月　　日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣　　あて

財務大臣

意見書案第 7 号

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	山	岡	光	広
賛成者	同	岡	田	重	美
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、国保法第一条に「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と記されているように、国民皆保険制度の要であり、大切な社会保障制度の一つである。

ところが経済状況の変化によって、国保加入者に占める非正規労働者、年金生活者など低所得者の率が多くを占め、近年特に保険財政の基盤が脆弱となっている。くわえて高齢化に伴い医療費が年々増える傾向にある。さらに国保会計に占める国庫負担率が引き下げられたため、国保加入者の税負担が年々増える状況にある。こうした国保の構造的危機は深刻である。平成30年度から導入された都道府県単位化は、こうした構造的危機打開につながるかと期待されたが、今日構造的危機は一層深刻になっている。

これまで地方自治体が行ってきた一般会計から国保特別会計への繰り入れも制限されるため、国庫負担を増額しない限り、「納付金」を県に納めるためには、国保加入者の税負担を引き上げざるを得ない状況にある。

全国知事会及び全国市長会や医療関係団体が、国保に対する国庫負担率の増額を要求している。年間3400億円の財政支援だけでは不十分である。

あわせて他の医療保険にはない「均等割」は、特に子育て世帯にとって大きな負担となっている。就学前の子どもに対する均等割半額公費負担は、国保の均等割の矛盾を示すものであり、せめて18歳まで対象を拡大すること、全額公費負担とすることも含めて検討するべきである。

いまや国保財政の危機は、深刻である。これ以上の国保加入者負担増は、国保加入者の生活そのものを圧迫することになる。「高すぎて払えない」事態が拡大すれば、市町の国保財政の基盤が一層深刻となる。

よって、国保財政の健全化と国民健康保険制度の目的達成のためには、国庫負担率の拡充を含めた国庫負担増額が欠かせない状況である。

よって、本議会として、国民健康保険制度における国庫負担増額を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

意見書案第 8 号

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を
求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	田 中 將 之
賛成者	同	木 村 眞 雄
同	同	堀 郁 子

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な 対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やD Xをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、P P P / P F I 推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーター P P P）を導入することとした。

更に政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、P P P / P F I の導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、P P P / P F I 手法は、仕組みが複雑で検討也多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等がある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーター P P P の導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

一、地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

一、社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方

公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

国土交通大臣

あて

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

意見書案第 9 号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁	子
賛成者	同	田	中	將
同	同	木	村	眞

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

一、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

一、IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

一、正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

総務大臣

デジタル大臣 あて

国土交通大臣

意見書案第 10 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

記

一、難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

一、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣
厚生労働大臣

共生社会担当大臣 あて
総務大臣

意見書案第 1 1 号

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

一、実施事業所が不足する地域では、十分な受け入れ先を確保するための施策を講じること

試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

一、自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

一、障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。

一、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた

重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策担当） あて

財務大臣

意見書案第 1 2 号

機能性表示食品制度の抜本的改正を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典 殿

機能性表示食品制度の抜本的改正を求める意見書

小林製薬の紅麹を配合したサプリメントの服用が原因とみられる健康被害が大きな社会問題になっている。

このサプリメントは、国の表示制度である「機能性表示食品」に届出をしていることから、同制度の問題点が浮かび上がり、機能性食品のあり方についても見直しが求められている。

機能性表示食品は、2015年から始まったもので、企業の責任で商品パッケージに機能性を表示することができ、消費者庁に届けられた食品である。

国による個別審査や許可等の事前規制のない事業者の自主認証制度であり、事業者が届け出た情報を基に消費者が商品選択をするといういわば事業者及び消費者双方の自己責任に基づく制度である。

機能性表示食品の安全性にはかねてより懸念が持たれていた。健康に役立つことを商品に表示できるのは、2015年の機能性表示食品導入までは、栄養機能食品と特定保健用食品（トクホ）の2種類。栄養機能食品はビタミンなどを国の規格基準以上含むもの、トクホは効果や安全性の科学的根拠を国が食品1点ごとに審査し許可するものである。

これに対し、機能性表示食品は企業の届け出制で、トクホのような、人を対象にした臨床試験は必須でなく、科学的根拠となる文献を提出するだけで、国の審査はない。安倍政権時に「世界で一番企業が活躍しやすい国の実現」と位置付けて、機能性表示食品制度が導入されたものである。事後チェックしか働かず、大規模な健康被害が起きて初めて国が対応することになると創設当初から危惧されていた。それが現実のものになった。

今回のような重大な事故を二度と起こさないためには、安全性、品質、機能性の担保のため国のチェックが入る制度に抜本的改正を行うこと、健康被害情報の報告及び公表の義務を位置付け、それらに違反した場合の罰則を導入した新しい制度にするべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）